

第3回 独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨（未定稿）

生産局総務課

1. 日時：平成13年11月29日（木）13：30～15：00
2. 場所：三田共用会議所第3特別会議室
3. 出席者：加藤真代委員、小林信一委員、坂本元子委員、鈴木三義委員、徳江陞委員、松本聡委員、菊池一郎専門委員、高橋英三専門委員、高橋芳幸専門委員、武田恭明専門委員、田嶋一専門委員、土居則子専門委員、日和佐信子専門委員、深見元弘専門委員、佛田利弘専門委員、松井徹専門委員

4. 議事

- (1) 第2回農林水産省独立行政法人評価委員会の議事内容等について
- (2) 農業分科会における各法人の評価基準作成の進め方について
- (3) その他

5. 議事概要

事務局より、第2回農林水産省独立行政法人評価委員会の議事内容等について、配布資料に沿って説明を行った。

農業分科会の各法人の概要と活動状況について、配布資料に沿って各法人担当課長から報告を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・肥飼料検査所と農薬検査所について、立入検査、G L Pの適合確認等の業務は、独法化後、国の指示を受けて行うようになったため、手続が煩雑になったとあるが、それでは独法化した意味がない。法改正の必要があるのではないか。
- ・B S Eの発生等の緊急的な事態に対し、各法人は柔軟な対応をしているが、これは必ずしも年度計画を定めた当時の状況と同じではない。この点、年度計画又は中期計画の変更を考えているか。
- ・参考資料に、農林水産消費技術センターの年度計画の一部変更とあるが、これは自由に変更できるのか、又は分科会で議論するものなのか。中期計画を定めたときは分科会で審議したが。
- ・大臣から緊急の業務について指示があった場合、独法には指示を断れるだけの自由裁量があるのか。独法はできる限り自由に活動できるほうがよいと思うが。
- ・毎月とか四半期ごとに業務の進行管理を行っているのはよいことだと思うが、これによって仕事量が増えて負担になったということはないか。
- ・B S E等の緊急事態が発生したとき、マスコミ等では対応が後手に回っているとされているが、実際のところ、独法化後は対応しやすくなっているのか。

これに対し、農水省側から以下の説明を行った。

- ・国の指示を待たないと動けないために、検査に係る申請の受理から検査実施までにタイムラグが生じている点は、今後、克服すべき課題。しかし、すぐに法改正をするのではなく、国と法人の間の連携を工夫していくことを検討したい。
- ・BSE発生により実施した緊急的な対応は、そもそも中期計画に記載されている事項もあり、また、一時的な事態ということであれば、年度計画・中期計画の変更には結びつかない。むしろ、年度ごとの評価で緊急事態に対応した点をどのように評価するかが課題。
- ・独立行政法人の年度計画の変更については、通則法において事後の届出のみが必要とされているところ。独法が、自主的な活動の範囲内で年度計画の変更を求めてきたものであり、大臣が計画の変更を指示したのではない。
- ・農林水産消費技術センター法第12条に「緊急時の要請」とあり、大臣の要請によりセンターは業務を行うことがあるが、これについては年度計画にも緊急時の対応が包括的に記載されている。行った業務の内容については、事後的に評価することになる。
- ・進行管理表の作成時は手間がかかったが、以後は、一つの表で業務の進捗状況を報告、管理できるようになり、負担が増えたとはいえない。
- ・裁量の範囲内で予算執行、人員配置を自由に行えるという点ではやりやすくなったが、一方、通常の業務に緊急課題が積み重なるため、職員の負担になってしまうという面もある。

分科会長より、農業分科会における各法人の評価基準作成の進め方について、説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・プロジェクト・チーム（以下「PT」という。）の事務はどこが担当するのか。
- ・評価基準の検討に当たって、民間の法人であればマネジメント力の評価を定量的に行うが、独法の評価には、公共性という面もあるので、こういった手法をどこまで組み入れることができるのか。

これに対し、事務局側から以下の説明を行った。

- ・本省の各担当課が担当する。現地視察も適宜行っていただく。
- ・9月の評価委員会で提示した「評価基準作成の考え方（案）」をたたき台にして、今後、各PTで検討を進めていただきたい。

農業分科会における各法人の評価基準作成の進め方については、以上のような質疑応答の上、農業分科会における議決を行い、「異存なし」ということで了承された。